

健医安第 796 号  
令和 2 年 8 月 26 日

施設管理者 様

横浜市健康福祉局長 田中 博章

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の取扱いについて

残暑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の保健医療行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について令和 2 年 8 月 24 日付で厚生労働省医政局医事課及び同省社会・援護局障害保健福祉部企画課から連名で添付のとおり事務連絡がありました。

今般、新型コロナウイルスの流行に伴い、聴覚障害者・児がオンライン診療を受診するにあたり、手話通訳者等の位置づけ及び留意すべき事項がとりまとめられましたので、お知らせするものです。

健康安全部医療安全課  
電話 045-671-3656・2414

事務連絡  
令和2年8月24日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

### オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の取扱いについて

聴覚障害者・児は、医療を受ける際に手話通訳者等に同行を依頼し、医療機関を受診することがある。新型コロナウイルスの流行に伴い、医療現場に同行する手話通訳者の派遣が困難な地域があり、オンライン診療の活用によりこれら課題への対応を求める要望等があることを踏まえ、令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、聴覚障害者・児がオンライン診療を受診するにあたり、手話通訳者等を第三者としてオンライン診療に参加させることについて検討し、手話通訳者等の位置づけ及び留意すべき事項を下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いする。

### 記

1. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定、令和元年7月一部改訂、以下「指針」という。）における手話通訳者等の位置づけについて

指針V 2. (1)、(2)及び(5)における「第三者」には、手話通訳者等、オンライン診療を支援する者は含まれず、手話通訳者等は、オンライン診療に参加して差し支えないこと。

この取扱いは、手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合も同様であること。

## 2. オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の留意事項について

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合は、以下の手順に沿って実施すること。

- ① 手話通訳者等は、オンライン診療に参加することで知り得た秘密を漏らしてはならず、事前に患者とその旨を確認しておくこと
- ② 手話通訳者がオンライン診療に参加することについて、診療の前に電子メールやFAX等で医師の了承を得ること
- ③ その手話通訳者の識別を可能とする顔写真付き身分証明書の写しを電子メールやFAX等であらかじめ医師に送付すること
- ④ 医師から患者に通信すること。手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合は、患者が手話通訳者等を同通信に招待すること
- ⑤ 診療開始時には医師が手話通訳者等に対して③で送付された身分証明書の写しを照らし合わせる等により本人確認を行うこと

以上